

## 第8号議案 2017～2018年度執行体制修正（案）

2017～2018年度執行体制については、第16回中央委員会において確認された2017～2018年度の専従者数と配置に基づき、役員推薦委員会において候補者の選考を行いました。

役員推薦委員会において、加盟組合との真摯な協議を重ね、確認された体制にのっとりた役員の推薦につとめました。専従者については、確認に基づく配置がまとまらなかったことから、サービス連合全体で10名の専従者を配置することを第一義として役員を推薦したいと提案がありました。

これを受けて、規約第61条2項に基づき以下のとおり「第16回中央委員会・第3号議案 執行体制」のうち、専従者の配置の部分について修正を提案いたします。

### 第17回定期大会修正（案）

#### 1. 専従者の選出

第8回中央委員会の確認に基づき専従者10名の配置について検討しました。

2017年6月の期首においては登録人員40,000名を上回ることが想定されます。2017年期首における登録人員と期中における組織拡大による増加、および財政状況を踏まえ、サービス連合の活動を着実に推進していくために総合的に判断し、10名の専従者を配置することとします。

#### 2. 専従者の配置

専従者の配置については、本部役員の専従者を8名、地連役員の専従者を2名とします。地連専従役員の内訳は、東日本地連、西日本地連の各事務局長とします。

なお、中部地連の専従者については、次年度の配置にむけ引き続き候補者の選考を行うことから、専従役員の数が増員する場合は規約に基づき提案することとします。

### 第16回中央委員会確認内容

#### 1. 専従者の選出

第8回中央委員会の確認に基づき専従者10名の配置について検討しました。

2017年6月の期首においては登録人員40,000名を上回ることが想定されます。2017年期首における登録人員と期中における組織拡大による増加、および財政状況を踏まえ、サービス連合の活動を着実に推進していくために総合的に判断し、10名の専従者を配置することとします。

#### 2. 専従者の配置

専従者の配置については、本部役員の専従者を7名、地連役員の専従者を3名とします。地連専従役員の内訳は、東日本地連、中部地連、西日本地連の各事務局長とします。